

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】
一般財団法人大阪府人権協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 田村賢一

分類

法人番号

1200-05-003968

団体コード

申請団体の住所

大阪府大阪市港区波除4-1-37HRCビル8階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、測定の取り消し等が行われることとなっても、異議は 切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	当事者が孤立せず暮らせるまちにするための人権プラットフォームづくり		
	事業名（副）	社会的排除や孤立から脱し、誰もが尊重され地域でわたしらしく生きる仕組みづくり		
	団体名	一般財団法人 大阪府人権協会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		①草の根活動支援事業		
事業の種類2		①-2地域ブロック		
事業の種類3		近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）		
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	☐ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	☐ ⑨ その他
☐ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	☐ ⑥女性の経済的自立への支援
	☐ ⑨ その他
	☐ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	☐ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	被差別・社会的マイノリティへの無理解や偏見と社会の慣習や制度による差別や排除が、当事者の生活や健康、就労や住居、教育等の貧困に結びついている。差別や排除をなくす取り組みは、あらゆる形態の貧困解消に繋がる。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	日本では、未だに社会のあらゆる面で女性への差別や不平等が存在している。あらゆる場所におけるジェンダー差別をなくす取り組みにより、女性の権利が保障されるとともにエンパワメントを図ることができる。
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	被差別・社会的マイノリティへの偏見や差別により、社会で生きづらさを抱えて就学、就労が困難な若者がいる。偏見や差別をなくす取り組みが働きがいのある就労や定着就労に繋がり、ひいては経済成長に繋がっていく。

_10.人や国の不平等をなくそう	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	被差別・社会的マイノリティへの差別は多様化し、法制度が追いついていない現状がある。人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されない社会をつくるため、差別をなくす取り組みによりマイノリティが感じる不平等や差別の現状を社会に届け、実効性のある政策や法律の提言に繋げる。
_16.平和と公正をすべての人に	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	地域からの孤立や経済的な不安等から立場的に弱い子どもが犠牲になり、親も同様に傷ついている。社会的孤立がない人権尊重のコミュニティをすることにより、地域や職場、学校等で平等に暮らせるコミュニティを作る。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
大阪府人権協会（以降「当団体」と言う）は、被差別・社会的マイノリティを中心とする人権問題の解決に取り組み、差別や排除のない、人権尊重のコミュニティづくりによって、すべての人が尊重される人権尊重の社会を実現することを目的としている。被差別・社会的マイノリティはじめ、様々な困難さを抱える方たちへの相談支援の中で、その声を拾い、問題を社会に訴え、理解と支援の人のつながりあう社会づくりをめざしている。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
大阪府内を中心に、被差別・社会的マイノリティを中心とする人権問題の解決に取り組む一般財団法人であり、人権啓発事業、人権相談・自立支援事業、人材養成事業などの実施を通して人権問題への偏見や差別の解消に取り組んでいる。また、その取り組みは、行政・企業・人権問題の当事者・支援団体等とのネットワークにより進めており、人権協会はその中間支援組織的な役割を担っている。民間団体への助成活動にも取り組んでいる。	

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						大阪府内の被差別部落等エリアとして人権課題を抱えている地域	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	大阪府市町村に設置されている人権協会・人権地域協議会等、地域に基盤を置き、人権問題解決や地域づくりを行う団体。					(人数)	・人権・支援団体 市町村人権協会・人権地域協議会70団体 ・行政 大阪府及び市町村43、隣保館34館 ・大阪府域で人権啓発に取り組む民間団体 10団体 ・大阪府・各市町村社会福祉協議会 44団体	

最終受益者	最終受益者 ・差別や排除とそれによる生活困難等を抱える人など（被差別・社会的マイノリティ）。 ・偏見や排除、差別により孤立や社会的不利益を被る状況におかれ続けることで、人や支援そのものへの信頼感を失い、自己否定の感情を持ち、未来への希望感が低い状況になっている人たち。 中間受益者 最終受益者の支援者やその家族。 苦しい状況におかれた当事者のまわりにいる家族や支援者も苦しい状況に立たされることがある。一方で、構造的関係上「してあげる・してもらう」といった不均衡な力関係になりやすく、それがより問題解決を妨げている場合もある。そういった権力勾配に気づき、人権を基盤とした対等な関係性づくりにより、課題解決のスピードを高める。	(人数)	大阪府内における ・旧同和对策事業対象地域（被差別部落）住民 約80,000人（平成28年大阪府府民文化部人権局「旧同和对策事業対象地域の課題について」） ・生活保護世帯 218,603世帯（令和4年大阪府生活保護統計） ・身体障がい者手帳保持者377,667人・療育手帳保持者95,624人・精神障がい者手帳保持者111,415人、（令和4年大阪府府内市町村別身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者数一覧） ・在留外国人301,490人（令和5年法務省「在留外国人統計」） ・児童扶養手当受給者数等68,061人（令和5年度大阪府調査） ・LGBTQ（性的マイノリティ）約240,000人・高齢者（65歳以上）2,418,000人（2024年総務省統計ダッシュボード） ・子ども（15歳未満）1,038,989人（令和3年大阪府総務部統計課）、全国の広義のひきこもり状態にある15～69歳 約146万人（2023年内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」より推計）
事業概要	2020～2023年度に取り組んだ休眠預金助成金を活用した事業では、大阪府人権協会がプラットフォームとなり、大阪府内で人権問題に取り組む10団体を選定した。この実行団体を支援することで、大阪府内の様々な地域で人権問題の伸展やその解決をめざしてきた。 本申請の事業では、大阪府人権協会がプラットフォームとなるだけでなく、大阪府内を4つのブロックにわけ、人権問題解決や人々の生活福祉を進める人権保障の担い手プラットフォームとなる団体の育成を行うことで、その地域ごとに人権問題解決や生活福祉の向上を図り、被差別・社会的マイノリティ住民たちが尊厳が守られた日常生活を送ることができる基盤づくりを行う。この取り組みをモデル的に波及させていくことで、大阪府域において人権の当事者が孤立せず地域で生活できる社会の実現をめざしていく。 取り組み実施エリアは様々な課題を持つ地域を想定し、生活圏域において住民を対象とする支援や啓発・学習、居場所づくりなどの活動を通し、地域的な課題と、そこから発展し各人権問題といったテーマ的な課題とも結合した取り組みをめざす。また、そういった取り組みを行う実行団体の基盤整備や人材育成にも取り組む。人材育成は全実行団体相互の学びあいの中で進め、職員数が少人数であることで団体独自の人材育成が難しい課題をカバーする。このような取り組みを通して、地域に必要とされる人権保障のプラットフォームになれる団体を育成する。		
613/600字			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	774/1000字
人権課題の多様化、それによる貧困や格差の拡大、これに対する行政支援の縮小により、支援が届きにくい人、地域で孤立化している人が増えている。また、一方で、支援の狭間の問題に取り組む民間団体の運営基盤は弱い場合が多く、人材や資金面など共通の課題を抱えている。また、その団体を支援する中間支援組織が大阪府内に不足している。またそういった団体の設立・育成を行う公的支援はない。 そういった中、大阪府内には、被差別部落住民、生活困窮者、子ども、障がい者、外国籍住民人、女性、LGBTQ、ひとり親家庭など社会的に弱い立場にされるある人々が、制度の狭間に置かれ、必要な支援にアクセスできず、孤立や困窮や差別による社会的困難を抱えている。このような人たちは大阪府内で、被差別部落住民約8万人、生活保護世帯は約22万世帯、ひとり親世帯は約11万世帯、在留外国人は約30万人、LGBTQは少なくとも24万人と想定され、多くが複合的困難（貧困、孤立や排除、差別）に直面していると想定される。 また、困難が複合的であるが故に、その影響を長期間、または世代を超えて受けることとなる。特に部落問題など地域と何らかの関連があることに起因する問題や、民族ルーツによる問題、ひとり親家庭や社会的養護で育つ子どもなど育ちによる困難さなど、小児期からの逆境の小児期体験（Adverse Childhood Experience：ACE）がもたらす成人期以降の心身の健康や生活上の困難さにもつながるなど、長期にわたる継続的な支援が必要となってくる。また、地域的な課題を持つ人だけでなく、様々な人権問題というテーマ的な人権課題をもつ人も生活基盤は地域にあることを考えると、そういった人たちへの支援の基盤が地域に整備される必要があるが、前述の通り支援をする行政や民間団体の運営は十分ではない。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
行政による差別解消に向けた啓発活動はあるが、被差別・社会的マイノリティの視点をもった相談・支援施策の視点は少ない。また、福祉的な支援における人権の視点も十分とは言えず、差別や排除の解消に向けた取り組みへの支援が十分に当事者に届いていない。 被差別・社会的マイノリティの取り組みは、社会的に注目されつつあるが、小さな団体やグループも多く、行政や企業への認知度や信用度も弱く連携が難しい状況にある。	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	198/200字
人権問題の解決に向けた啓発と人権相談や人材養成、これらを進めるための大阪府内の行政や企業、団体とのネットワークづくりを進めてきた。2014年度より人権NPO協働助成の実施、2021から休眠預金活用事業を実施し、41事業に支援し協働することで被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体がその問題を社会に訴えるとともに、団体間や、行政や企業、様々な団体とのつながる、ネットワークづくりを進めてきた。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	230/200字
複雑化・複合化した人権課題や、それに起因する生活課題の解決には、地域レベルで活動する団体やグループ、個人をつなげる人権のプラットフォームとなる民間団体の取り組みが重要である。しかし、民間団体の基盤は不安定であることが多いため、その基盤整備や事業継続に取り組める本交付金を活用することで、その基盤を強化し、人権の地域支援拠点の安定化をめざす。これにより地域で孤立し困難に直面している人権の当事者が、途切れない支援により安心して地域で生活できる基盤が形成される。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
3～5年後のに実現したいそれぞれの状況は次の通り。 ■受益者の状態 ・被差別・社会的マイノリティ住民それぞれの困りごとに応じて、支援にアクセスできるルートが明確になっているなど、孤立や排除が減少している。 ・エンパワメントされた被支援者が支援者になっているなど、活動への参画がある。 ■実行団体の状態 ・地域における人権問題をつなげる取り組みが継続し、社会資源としての人権プラットフォームが継続している。 ・地域的な人権問題への取り組みが、テーマ型人権問題への取り組みともつながり、それが継続している。 ・人材育成・評価・事業開発が内在化され、伴走なしでも自立的に運営できる体制に移行している。 ■対象地域の状態 ・人権のプラットフォームのブロックにおけるモデルとして他地域への波及が始まっている。 ・地域ごとに中間支援の機能を持つ団体やネットワークが育ち、人的・情報的支援の循環が見られる。 ・不利益を抱える地域における、住民の尊厳が守られる仕組み（人権の尊重や相談者が場に応じて支援者になるなどの関係性の固定がない対等な関係づくり）ができつつある。 ・困りごとを相談でき、互いを見守りあう関係づくりができ、相談や地域づくりの中心団体が地域で育つことで、災害等何らかの非常時にも対応していけるレジリエンス力が地域に育まれつつある。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域の被差別・社会的マイノリティ住民が孤立から脱し、誰かとつながれる場がある。		困りごとを抱え、孤立をしている対象地域の被差別・社会的マイノリティ住民が、何らかの人や機関とつながっている。		つながり 0			住民が1か所以上外部とつながっている。
対象地域の被差別・社会的マイノリティ住民が、自分の状況や課題を安心して相談・共有できるようになる。		被差別・社会的マイノリティ住民が安心して相談をしている。相談窓口ではない場でも自身の悩みを相談できる場がつけられている。		相談0件 相談できる場 0			住民が相談窓口につながっている。地域に相談を共有できる場ができている。
対象地域の被差別・社会的マイノリティ住民が、必要に応じた支援を受け、自立に向けた動きができるようになる。		被差別・社会的マイノリティ住民が自立に向け自ら動き出している。それを支える関係機関のネットワークができている。		自立に向けて動けない			住民が地域の相談窓口だけでなく、自立に向けて必要な窓口とつながっている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配[100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体等の団体基盤の整備が進み、人材の確保や外部資金獲得含め、事業継続の活動が始まっている。		実行団体の運営を進める人が育っている 外部資金獲得・事業継続の活動が始まっている		運営スタッフ 0 人 外部資金0			スタッフ1人以上 外部資金の獲得、事業継続の方策
対象地域で社会的不利益からの回復・予防活動が始まっている。		回復・予防活動から地域の社会的資源が有機的につながり始めている。		社会的不利益からの回復・予防活動がない			社会的不利益からの回復・予防活動の活動により、地域の社会資源がつながるようになる
実行団体等による、人権に取り組む様々な団体やグループ、個人とのネットワークと協働が始まり、協力者が増えている。		実行団体の行う様々な事業でつながった人や団体の交流が進み、地域課題の解決に向けた協働事業が始まっている。		協働0 協力者0人			協働の取り組み1件以上 協力者5人以上
対象地域において、人権のプラットフォームが4つのブロックでモデル的にスタートする。		対象地域で人権プラットフォームの取り組み尾が始まっている。		0 か所			大阪府内4か所で人権プラットフォームができる
対象地域において、様々な当事者の居場所や、出番ができています。		地域において様々なニーズに応じた居場所はつくられている。 支援を受ける側含め、住民が主体的に行う取り組みが生まれている。		0 件			居場所2か所以上 当事者がかかわるイベント実施がある
対象地域において、地域内での人権課題や支援ニーズが可視化され、住民・関係機関との対話が進んでいる。		地域における人権課題やニーズを住民や地域関係機関が知っている。 住民と関係機関が地域課題を解決を考える機会がつけられている。		課題やニーズが認知されていない 地域課題の解決を考える場がない			地域課題や支援ニーズが認知されている 地域課題の解決をともに考える場ができています

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【調査】事業設計に向けた実行団体活動対象エリアにおける実態把握 事業設計や評価に向け、対象エリアの状況把握の確認のために実施。	2026年4月～5月頃（初期値確認のため） 2028年12月までに（事後評価のため）	63/200字
【相談支援活動】 対象地域において、社会的困難を抱える方（被差別部落住民、生活保護、障がい者、外国籍、子ども・女性・LGBTQ等）の支援に向けた相談活動を行う。活動は、実際の相談対応、ケースワーク、行政等関係機関等の連携、地域を基盤としたソーシャルワーク。また、相談窓口の周知などの活動も含まれ、相談できずに孤立している状態から窓口にたどりつけるような取り組みも含まれる。	2026年4月～2027年3月地域課題に応じた相談の開始、周知 2027年4月～2028年3月相談支援の充実 2028年～2029年2月相談から見える課題の発信や他の相談機関とのネットワーク、政策提言の検討	188/200字
【人権課題を解決するための啓発・学習活動】 支援対象者自身が自らの課題をスティグマとして取り込んでいると、相談することへのハードルはより高くなる。また、人権諸課題に対する周囲の無理解は、問題の発見や相談への初動を遅らせる一因ともなる。そのため、地域課題に応じて様々な啓発学習活動を行い、人権問題の理解を促進し、支援につながるハードルを下げる。	2026年4月～2027年3月地域課題に応じた啓発の学習活動の企画や実施 2027年4月～2028年3月啓発や学習活動の充実 2028年～2029年2月啓発や学習活動の実施の継続から理解者の増加や協働して取り組める人や団体とのつながりが生まれ始める	171/200字
【多様な居場所づくりや住民が参画できる各種イベント実施】 住民が自身の状況に応じて選択できる様々な居場所づくりを地域で行う。また、地域のニーズに即した各種イベントの実施の際には、住民が学ぶ側・支援を受ける側としてだけでなく、企画・運営に携われる機会を創出するなどをし、地域課題の解決の主体となる住民育成・仕組みづくりもめざす。	2026年4月～2027年3月居場所づくりやイベントの検討と実施 2027年4月～2028年3月居場所づくりやイベント継続と住民の主体的参加への取り組み 2028年～2029年2月居場所づくりやイベントの充実と実行団体以外の担い手増加、住民自身が地域課題を解決する側に回る気運の醸成が始まる	163/200字

【事業実施や基盤整備に向けた実行団体内の人材育成・学習会の実施】 継続的に安定した事業実施が可能となるよう、実行団体内の運営統治の仕組みや、事業の企画や会計事務等の事業スキルや、他団体とのネットワークづくり、コミュニティソーシャルワーク（地域経営）等、実行団体の状態や課題に応じた自己学習の実施。	2026年4月～2027年3月実行団体内の課題の洗い出しや運営統治の仕組みの確認と対応策、自己学習の検討 2027年4月～2028年3月団体内の運営がスムーズさを増し、自己学習が始まる 2028年～2029年2月事業の運営スキルが伸び、体制が整い、自己学習が継続されている	148/200字
【人権プラットフォームづくり】 地域における課題を、多様な機関による協働した取り組みで解決できるような人権のプラットフォームづくりを行う。	2026年4月～2027年3月人権プラットフォームの検討 2027年4月～2028年3月人権のプラットフォームの取り組みが始まりだす 2028年4月～2029年2月人権のプラットフォームの構築が進む	69/200字
【発信や政策提言】 支援実績や学びの成果の発信（報告会、チラシ・SNS等による情報発信）や政策提言 実行団体の活動を周知し、団体への信用度を高めることで、相談や連携の取り組みを助ける。そのために、積極的な情報発信と情報公開を行う。また、様々な機会を通じて政策提言を行い、取り組み課題解決の一助とする。	2026年4月～2027年3月情報発信や公開ができる仕組みをつくり、必要な情報が公開される 2027年4月～2028年3月情報発信が進む。時宜に応じて成果が報告されている 2028年4月～2029年2月情報発信が更に進み、報告会の開催、取り組みの中で見えてきた諸課題を行政や様々な団体に届ける取り組みが始まる	150/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【準備・募集・選定】①実行団体の募集（おおむね4団体）、②応募支援（事業企画・評価の研修実施、個別相談）、③選定（事業推進）委員の委嘱 応募にあたって、申請に不慣れな団体への支援とより充実した企画書の提出に向けて、研修を実施する。また、申請にあたっての個別面談を行い、きめ細かなサポートを行う。選定における外部専門家による委員会の設置や、PO等事業担当職員の配置等実施に向けた準備を行う。	募集2025年12月、公募説明会2025年12月、事業企画講座2026年1月、評価講座2026年1月、応募2026年2月、選定2026年3月	194/200字
【組織基盤強化・伴走支援】 実行団体の事業遂行にあたり伴走支援を行う。事業や会計、評価、種々の報告業務、運営体制整備、資金獲得、行政や企業・各種団体との連携支援、各種情報提供など、実行団体が事業を円滑に遂行できるよう共に課題整理を行いながら支援を行う。また、団体の企画参加等を通し、各実行団体から地域の諸課題を学びながら支援を行う	2026年3月～2029年3月	165/200字
【組織基盤強化・月次会議】 各団体と毎月会議を行い、コミュニケーションを図ることで、事業の進捗管理だけでなく、つまづきや疑問を小さな段階で解消し実行団体の事業運営力を高めるサポートを行う。	2026年4月～2029年2月	94/200字
【組織基盤強化・評価支援】 実行団体が事前・中間・事後の評価をより適切に行うことができるよう、評価専門家を実行団体に派遣し助言を受ける。 また、当団体自身の評価活動や、実行団体に評価支援を行うために評価専門家からサポートを受ける体制をつくる。	実行団体への評価支援…事前・中間・事後の評価の取り組み時 2026年4月～2029年2月 資金分配団体への評価支援…2025年10月～2029年3月	121/200字
【組織基盤強化・事業説明・研修会】 事業実施の説明と、申請時の事業・評価計画をブラッシュアップするための研修会を実施する。このような研修機会の提供により、申請時の計画を見直していただき、実行団体の事業がより効果的なものとなるよう支援を行う。	2026年4月	120/200字
【組織基盤強化・中間報告会】 年度の中間時に、実行団体が集まり取り組みの報告を行う。報告から実行団体相互も交流と課題の学びあいの場とする。また、報告会には事業推進委員にも出席いただき、事業のブラッシュ並びに評価的な視点での助言をいただき、必要に応じて後半の取り組みを軌道修正に気づける場とする。	2026年9月、2027年9月、2028年9月	147/200字
【組織基盤強化・実践報告会】 年度末に年間の活動報告を行い、更なる実行団体相互の交流と学びあいの場とする。また、中間報告会と同様、事業のブラッシュ並びに評価的な視点での助言をいただき、次年度の事業計画を見直す機会とする。また、報告会は実行団体以外に幅広く参加を呼びかけ、実行団体の取り組みを周知する場とする。	2027年3月、2028年3月、2029年2月	155/200字

【環境整備・コミュニティソーシャルワークや地域経営を行える人材育成プログラムの検討・実施】 外部専門家の協力を得ながら、実行団体が対象地域でコミュニティソーシャルワークや地域経営を行う力を育成するための研修プログラムの検討と実施を行う。実行団体の担当者相互が学びあい、育ちあえる場とする。また、実行団体が様々な人とつながる場創出にむけ、研修内容によっては外部からの参加を検討する。	育成プログラムの検討 2026年5月～7月、2027年・2028年4～5月 研修 2026・2027・2028年度内 1～2回程度	190/200字
【環境整備・事業や資金づくり研修】 助成金終了時を見据え、助成金以外に収入を得ることのできる事業づくりや資金獲得に向けた研修を実施。	2027・2028年度内に各1回程度実施	66/200字
【環境整備・広報・政策提言】 実行団体が自らの取り組み成果を衆知のものとしたり、政策提言に向けた学びや交流の機会を提供する。	2027・2028年度内に各1回程度実施	62/200字
【環境整備・先行事例収集】 資金分配団体・実行団体の今後の方向性について参考とするために、人権に関する中間支援・プラットフォームづくりの先行事例の収集を行い、その成果を実行団体にも報告し、助成金終了後の出口戦略をつくる際の参考情報とする。	事例収集 2026・2027年 報告 2028年	119/200字
【基盤整備/環境整備・事業推進委員会の設置】 外部専門家による委員会を設置し、実行団体の実施事業・評価への助言をいただく。採択事業選定委員と同じ方に委嘱を行うことで、実行団体の初期値や成長も含めたストーリーを把握していただき、実行団体に寄り添った助言が行える仕組みとする。また、実行団体の状況を踏まえ、資金分配団体への事業運営・評価活動への助言をいただくことで、よりスムーズな事業実施の基盤をつくる。	2026・2027・2028年 各年3回程度	200/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	事業説明会、中間報告交流会、年間報告交流会の報告、Web等で発信する中で、広く社会に周知し、取り組みへの関心を高める。 実行団体の月次報告を、WebやSNSで発信し、取り組みの進捗を紹介することで、具体的な課題や取り組みへの関心を高める。 取り組みをまとめた報告書を作成し、団体や行政、企業等に配付することで、人権問題の解決にむけた取り組みの重要性を伝え、連携する意識を高める。	189/200字
連携・対話戦略	人権協会のネットワークを活用し、実行団体の取り組みを周知することで、団体や行政、企業等との連携の場を作っていく。 具体的には、市町村人権協会・人権地域協議会（70団体）、大阪府や市町村の人権担当や男女共同担当、市民活動担当課、そして人権啓発企業団体（139企業、35地域）、社会福祉協議会等、人権相談機関ネットワーク加盟機関（294機関）、NPO（30団体）等。	181/200字

VI.出口戦略・持続可能性について
 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	人権問題の解決をめざし、被差別・社会的マイノリティ等の団体の取り組みを支援しながら、関係する団体や行政、企業とつなげて解決に向けて前進させるための協働助成事業を継続する。 そのために、①資金として、人権協会の基本財産の運用益の活用他、寄付の獲得、企業や行政からの助成や委託事業の追求、②府レベルの人権プラットフォーム（中間支援組織）の追求、③人権問題に取り組む団体や行政、企業等とのネットワークの強化によって、互いの連携によって課題解決が進んでいく仕組みをつくる、④当団体役員等が委員を務める大阪府や市町村の各種審議会等の活用し、これらの取り組みを行政施策として実施されることを提言し要望する。 これによって、被差別・社会的マイノリティと関係団体や行政、企業等との取り組みのネットワークが築かれ、社会の仕組みとして人権問題の解決に向かっていく、その要としての役割を人権協会が果たせることをめざす。	399/400字
実行団体	被差別・社会的マイノリティの団体や支援団体が、関係する団体や行政、企業とつながりながら人権問題の解決に向けて継続して取り組む基盤を整備する。 そのために、①孤立をした当事者や支援者、地域住民がつながる仕組み作りやネットワーク、②資金として、寄付の獲得、企業や行政からの助成金活用の追求、事業やサービスからの利用料の徴収等の追求、③安全で安心できる居場所と安定的に運営する人の確保、財政の確保の追求、④人権問題に取り組む団体や行政、企業等との継続したネットワークを作ることによって、互いの連携によって課題解決が進んでいく仕組みをつくる、これらの取り組みを行政施策として実施されることを提言し要望する。	300/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	700/800字
1996年度より、地域啓発交流支援事業として、差別解消に向けた地域での啓発・交流活動に毎年40～52団体を助成してきました。2008年度からは、コミュニティづくり協働支援事業として、差別や排除のない地域づくりに年間6団体を支援。2011・12年度には、内閣府「新しい公共支援事業」を活用し、大阪府内の人権課題に取り組むNPO・団体の調査を行うとともに、8団体へ助成を行いました。2014年度からは、自主財源を活用して「人権NPO協働助成事業」を開始し、被差別や社会的マイノリティに関わる当事者団体や支援団体に対して、上限30万円で年間4件、これまで28事業と上限300万円で3年間、10団体を支援しています。助成金交付要綱を定めた運営と、人権協会との協働体制を重視し、伴走型支援を実施してきました。助成対象は、見た目問題、LGBT、在日コリアン・難民、ハンセン病回復者、児童養護施設出身者、部落差別、障がい者の文化芸術、外国ルーツの子どもや保護者、シングルマザー、高齢者、ひきこもり、性教育、識字・日本語活動、外国人医療、地域交通や防災など多岐にわたります。 2020年度からの3年間は、休眠預金助成金を活用し、ひきこもり、子ども、ハンセン・被差別部落・アイヌ、自死、被差別部落の子ども、生活困窮、外国ルーツのある子どもや世帯、知的障害のある子どもの性暴力に関する事業を協働で進めてきました。 取り組みを通じて、当事者間のつながりや居場所づくり、啓発資料の作成、発信、講座開催、支援活動が展開され、行政施策や企業・団体とのネットワーク形成にもつながり、人権が尊重される地域社会の実現に寄与しています。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	595/800字
人権協会では、人権問題の解決に向けて、啓発、人権相談、生活支援、人材養成、そして大阪府内の行政・企業・団体とのネットワークづくりに取り組んできました。その中で、民間公益活動の実態や必要性、課題の把握に努めてきました。啓発では、2015～2017年度に「人権尊重のコミュニティづくり事例収集事業」を実施し、買い物困難者支援、子どもの食支援、外国人市民支援、ひきこもり、ひとり親家庭、認知症高齢者の居場所、防災と多文化共生・障がい者など、多様な活動事例を通して地域ニーズを把握しました。相談支援では、285機関が加盟する相談ネットワークと連携し、年間600件、のべ2万件の相談に対応しています。さらに、緊急相談サポート事業として、住まいや生活費に困る相談者に対して、生活費援助や一時避難場所の確保などを行い、行政・社協・支援NPOとの連携の中で課題を共有しています。ネットワークづくりでは、2011年度に内閣府の事業を活用し、人権NPO・団体に関する調査（161団体回答）を実施。団体の活動分野や財政規模、連携や人材確保などの課題が明らかとなり、現在の「人権NPO協働助成事業」へと発展しています。 2023年度には、大阪府内の市町村の人権協会・人権地域協議会の運営に関するアンケートを行い、その事業および運営の課題が明らかになり、地域における人権プラットフォーム構築事業につながっています。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4	
(2)実行団体のイメージ	大阪府内にある市町村人権協会や人権地域協議会等、地域を基盤として活動している民間団体。 大阪府には全市町村に人権協会・人権地域協議会が設置され、行政等の委託も受けながら、人権相談、人権啓発や地域づくりの活動に取り組んでいる。	112/200字
(3)1実行団体当り助成金額	上限500万円、下限300万円	16/200字
(4)案件発掘の工夫	・市町村人権協会・人権地域協議会の連携する府レベルの協議会があるため、そのネットワークや開催される会議等を活用し、周知を行う。 ・想定地域において住民の生活に密着した活動を行う団体への周知にも取り組む。 ・関係各機関に幅広く周知を行う（公共施設や人権問題や福祉を所管する行政担当課、社会福祉協議会等）	151/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部6人、外部6人 ・マネジメント体制・・・業務執行理事兼事務局長（事業統括）1人、業務執行理事（事業統括補佐）1人 ・経理体制・・・経理主担1人 ・PO体制・・・PO主担（業務全般）1人、PO副担（業務全般補佐）1人名、PO補佐（実行団体の伴走支援PO業務の事務全般補佐）1人 ・評価体制・・・当団体職員と外部協力者（社会起業・NPO活動専門家、NPO実践者等）で推進委員会を構成（計2人）、評価アドバイザー1人 ・実行団体育成・・・外部協力者（コミュニティソーシャルワークや相談支援活動、ネットワーキング、資金獲得等の専門家）3人と推進員2人							281/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	1	名	新規採用人数 (予定も含む)	0	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本助成事業業務50%、団体事務局統括業務・ネットワーク業務50%	
			既存PO人数	1	名			
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法令順守を基本に、運営の管理や実行を行う。定款や規則に基づいて、定期的に理事や幹事にその事業について報告し、助言を受けるもと事業を執行し、不正行為や利益相反等に対応する。また、外部チェック機能として定期的な幹事監査を実施する。 また、コンプライアンスやガバナンスに関する諸問題発生時には、当団体役員の弁護士に助言を受けながら対応を行う。							168/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし							

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	当事者が孤立せず暮らせるまちにするための人権プラットフォームづくり	
	団体名	一般財団法人大阪府人権協会	

		助成金
事業費		70,496,000
	実行団体への助成	60,000,000
	管理的経費	10,496,000
プログラムオフィサー関連経費		22,393,270
評価関連経費		6,488,000
	資金分配団体用	3,488,000
	実行団体用	3,000,000
合計		99,377,270

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	11,458,000	23,089,500	22,934,500	13,014,000	70,496,000
実行団体への助成	10,000,000	20,000,000	20,000,000	10,000,000	60,000,000
－					
管理的経費	1,458,000	3,089,500	2,934,500	3,014,000	10,496,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,184,800	6,853,490	6,662,490	6,692,490	22,393,270
プログラム・オフィサー人件費等	1,980,000	4,752,000	4,752,000	4,752,000	16,236,000
その他経費	204,800	2,101,490	1,910,490	1,940,490	6,157,270

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,826,000	1,661,000	3,001,000	6,488,000
資金分配団体用	0	826,000	661,000	2,001,000	3,488,000
実行団体用		1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	13,642,800	31,768,990	31,257,990	22,707,490	99,377,270

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	13,800,000	83.6%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	1,500,000	土地活用事業	A:確定済	基本財産を活用した土地活用事業
2025年度	800,000	内部留保	A:確定済	剰余金を積み立てた内部留保金
2026年度	3,000,000	土地活用事業	A:確定済	基本財産を活用した土地活用事業
2026年度	1,600,000	内部留保	A:確定済	剰余金を積み立てた内部留保金
2027年度	3,000,000	土地活用事業	A:確定済	基本財産を活用した土地活用事業
2027年度	1,600,000	内部留保	A:確定済	剰余金を積み立てた内部留保金
2028年度	1,500,000	土地活用事業	A:確定済	基本財産を活用した土地活用事業
2028年度	800,000	内部留保	A:確定済	剰余金を積み立てた内部留保金

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	大阪府人権協会		
郵便番号	552-0001		
都道府県	大阪府		
市区町村	大阪市港区		
番地等	波除4-1-37		
電話番号	06-6581-8613		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.iinken-osaka.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	1951/12/01		
法人格取得年月日	2013/04/01		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タムラ ケンイチ
	氏名	田村 賢一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	22
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	10
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	23
常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	15
有給 [人]	15
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	7
団体正会員 [団体数]	7
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	7
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	7
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-		
決済責任者 氏名／勤務形態			
通帳管理者 氏名／勤務形態			
経理担当者 氏名／勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	JANPIA WAM助成

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	地域でも当事者が孤立せず暮らせるまちにするためのプラットフォームづくり
団体名:	一般財団法人 大阪府人権協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款、評議員会運営規則	第17条、第4条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第18条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第16条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、評議員会運営規則	第18条、第5条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、評議員会運営規則	第16条、第12条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、評議員会運営規則	第19条、第11条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、評議員会運営規則	第20条、第15条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款、評議員会運営規則	第19条、第11条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第21条、第22条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第22条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会運営規則	第24条、第2条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会運営規則	第33条、第4条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	第2条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会運営規則	第33条、第5条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款、理事会運営規則	第34条、第7条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会運営規則	第35条、第10条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款、理事会運営規則	第34条、第7条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第24条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第25条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	評議員及び役員その他の報酬並びに費用に関する規程	第3条、第6条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	評議員及び役員その他の報酬並びに費用に関する規程	第5条、第8条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第1条～第15条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程、個人情報・特定個人情報保護規程	第9条、第1条～第39条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)～1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員利益相反防止自己申告規程	第3条3項
(1)～2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止自己申告規程	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止自己申告規程	第3条～第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条～第7条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条～第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局処務規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局処務規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局処務規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局処務規程	第5条～第12条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員賃金規程	第4条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員賃金規程	第5条～第8条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	事務局処務規程	第5条～第12条、第16条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	事務局処務規程	第18条
(3)保存期間		公募申請時に提出	事務局処務規程	第19条、文書の保存年限区分
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第4条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7条、第8条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第18条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第10条～第15条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第28条～第32条

一般財団法人大阪府人権協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人大阪府人権協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、同和問題をはじめ被差別・社会的マイノリティに関わる人権問題を中心とする諸問題（以下、人権問題等という）に関する事業を行い、もって人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権意識の普及や高揚を図るための人権教育・啓発
- (2) 差別や人権侵害に関わる相談及び救済
- (3) 社会的援護を必要とする人たちの自立・自己実現を図るための支援
- (4) 人権問題等に関わる取り組みを推進するための行政機関や関係団体との協力、連携等のネットワーク構築
- (5) 前各号の事業を担い、推進するための人材養成
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は大阪府において、行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするときや基本財産から除外使用とするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(剰余金)

第6条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の制限）

第11条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（1）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（2）過去に前号に規定する者となったことがある者

（3）第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として

適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第14条 評議員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち 1 名及び代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2 名以内を業務執行理事とする。

(役員の制限)

第 22 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 198 条において準用する第 112 条の規定により、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除又は限定)

第 30 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 198 条において準用する第 113 条第 1 項の規定により、評議委員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 この法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法 198 条において準用する第 115 条 1 項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 この法人が受けた贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第 2 条第 15 項に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合において、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 36 条 この法人の運営に関し助言及び協力を得るため、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、別に定める規定により、理事会の承認を受けて、代表理事が委嘱する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は村井 茂とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は次に掲げる者とする。
谷川 雅彦
柴原 浩嗣
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
大西 英雄
沖野 充彦
楠 敏雄
佐々木 妙月
神藤 勵
中田 理恵子
朴 洋 幸
東 優子
森 実

森本 志磨子

附 則

- 1 この定款は、2015 年 6 月 24 日から施行する。

別表第 1 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	460.91 m ² 大阪市天王寺区烏ヶ辻 1-57～59